○農林水産省告示第　　号

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第二条の二の規定に基づき、昭和五十九年農林水産省告示第六百九十七号（肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改　正　後	
区　　分	農林水産大臣の指定するもの
一　（略）	（略）
二　規則第二条の二第三号のけい酸加里肥料	汚泥を含むものの燃焼灰を原料に使用していないもの
三　規則第二条の二第四号の乾燥菌体肥料	（略）
四　規則第二条の二第六号の副産肥料	（略）
五　規則第二条の二第七号の熔（よう）成複合肥料	（略）

改　正　前	
区　　分	農林水産大臣の指定するもの
一　（略）	（略）
（新設）	（新設）
二　規則第二条の二第二号の乾燥菌体肥料	（略）
三　規則第二条の二第四号の副産肥料	（略）
四　規則第二条の二第五号の熔（よう）成複合肥料	（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。